

序章 岐阜県景観形成ガイドプランの策定に当たって

1. 岐阜県景観形成ガイドプランの策定の背景

良好な景観は、都市、農村、自然環境等に快適さやうるおい・ゆとりをもたらす最も基本的な要素であるとともに、地域のアイデンティティを確立し、地域住民の地域への誇りと愛着を育む上で欠くことのできないものである。

近年、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性のある美しいまち並みや景観の形成が求められるようになり、各地で景観条例の制定や景観に配慮した都市整備により、良好な景観の形成に向けた取組が進められている。

このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体等の取組を支援するために、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るための我が国で初めての景観についての総合的な法律として景観法が平成 16 年 6 月に制定された。

岐阜県においても、景観に対する関心が高まりつつある中で、改めて地域ごとの多様な景観の価値を認識し、県民一人ひとりが県土の良好な景観の形成に参加することにより、県民、事業者及び行政が一体となった景観の形成の促進、質の高い県民生活の実現、岐阜県への来訪者等を暖かく迎えることによる交流産業等の振興等を目指していくことが必要である。

そこで、県土の良好な景観の形成を促進するため、基本方針の策定その他の施策を総合的、計画的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、岐阜県景観基本条例を平成 16 年 12 月に制定したところである。

このガイドプランは、総合的・計画的・広域的な対応を必要とする県土の景観形成について、各景観形成主体間の取組の整合を図り、その一体的・効率的な推進を目指すため、行政・民間を通じた共通の指針を定めたものである。

2. 景観形成の意味

このガイドプランは、岐阜県が、水・緑・花といった自然的要素に恵まれ、さらに各地で都市的要素と自然的要素とが共存し、一体となった景観が見られるという特性をもっていることから、その対象を都市部に限定せず、県土全般を対象として策定したものである。

具体的には、次のような「景観形成」の捉え方に基づいている。

「景観」

このガイドプランでは、「景観」を、住む人や訪れる人から「見える環境」と捉える。また、「良好な」景観とは、単なる視覚的な美しさのみを指すのではなく、たとえば都市や地域の文化的な雰囲気や人間的な温かみというように、視覚を通して見る側に感じられる感性や心の充実感にかかわるものと広く捉えることとする。

用語としての景観

「景観」という言葉は、元来、地理学の用語で「自然と人間界のことが入り交じっている現実のさま」を意味する。

「景観」に近い言葉として風景や景色という言葉があり、これらは自然の美しさや風光明媚な光景を表す言葉として使われる。しかし、都市や街などの人工物の表現としては使いにくい場合もあり、人工物の見える環境にも対応する言葉として「景観」という用語が使われるようになった。

「見える環境」である景観は、視覚に入る物すべて、すなわち様々な大きさ、形状、色彩等をもつ自然物・人工物（景観要素）の集合によりかたちづくられている。このため、景観のよさをもたらす要件として、次のものを挙げることができる。

- ・景観を構成する個々の景観要素のよさ（素材、色彩、形態等）
- ・景観要素相互の関係のよさ（空間の構成等）

景観の「形成」

・景観形成主体（誰が）

県民・事業者は、建築行為、開発行為その他によって、また、行政は規制や各種の事業によって、個々の景観要素に直接又は間接的に影響を与え、それらが総体として地域の景観をつくり上げていく。

したがって、このガイドプランでは、行政はもとより、すべての県民・事業者を県土の景観形成の主体と考える。

・景観形成の考え方（どうするのか）

景観要素を「良好なもの」「悪いもの」「不足しているもの」に分け、以下の3つの観点から景観の向上を図ることである。

守り育てる

良好な景観又は景観要素（貴重な自然や歴史・伝統文化的資産）を守り育てる。

整序する

悪い景観又は景観要素を取り除く、あるいは景観要素間の調和を図る。

創造する

不足している景観又は景観要素を見つけ出し、創造する。

3 . 岐阜県景観形成ガイドプランの位置付け

本ガイドプランは、岐阜県景観基本条例を受けて、県土の良好な景観の形成を目指す上での考え方を示すものであり、景観形成に向けた取組の立案及び実施の際の参考とするものである。

なお、本ガイドプランは、本県における現在の景観上の課題に対し策定するものであり、今後必要に応じ、見直して充実を図ることとする。